

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件  
原告 鈴木賢ほか2名  
被告 国

陳述書

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

令和7年//月13日

(住所)

(氏名)

小林 誠

私は、令和5年6月8日の福岡地方裁判所における『結婚の自由をすべての人に』訴訟の判決言渡し期日の際の出来事について、以下のとおり、陳述します。

1 『結婚の自由をすべての人に』訴訟について

- (1) 私は、小学校の教員であり、佐賀県において LGBTQ+ の支援活動団体である「SOiGIEs(そいぎーず)」の共同代表を務めています。佐賀県を中心に、性の多様性についての講演なども行っております。
- (2) 『結婚の自由をすべての人に』訴訟については、福岡地方裁判所における第一審及び福岡高等裁判所における控訴審の期日のほとんどすべてを傍聴してきました。なお、私の訴訟の傍聴の経験としては、この訴訟以外にはありません。

私が傍聴した期日において、今回のようなレインボー柄の服装や所持品の規制があったのは、令和5年6月8日の判決言渡し期日のときだけです。

2 令和5年6月8日の出来事

- (1) 私は、令和5年6月8日、『結婚の自由をすべての人に』訴訟の判決言

渡し期日を傍聴するため、福岡地方裁判所に行きました。

このときの私の恰好は、「PRIDE」の文字（レインボー色のグラデーション柄の配色ですが、パッと見ではレインボー色とも言い切れないものです。）が印刷された黒色の半そで T シャツ（別添①）の上に半袖のシャツを羽織り、レインボー色のバンド（アップル社が公式販売しているもの）のアップルウォッチ（別添②）を身に付けていました。

私の記憶によれば、傍聴抽選券の配布などの際に、裁判所の職員の方から、服装や所持品の規制についての説明はなされておりません。

(2) 福岡地方裁判所・福岡高等裁判所では、裁判所の入口で手荷物検査が行われますが、その際にも、服装や所持品の規制についての説明はなく、私が身に付けていた T シャツやアップルウォッチのバンドの柄についての指摘もありませんでした。

(3) 私は、裁判所の入口の手荷物検査後、法廷（101号法廷）に向かいました。

法廷の前では、傍聴人が一列に並んで、服装や手荷物の検査を受けていました。これまでの傍聴の際、このような検査が行われたことは一度もなかったもので、強い違和感を覚えました。

また、私が並んだ列のすぐ前において、鈴木賢先生が職員の方とやり取りをしており、そこでレインボー柄が問題になっていることが分かりました。鈴木賢先生は列を外れて、職員の方のうち1名は鈴木先生に対応していました。

私に対応した職員の方は1名でした。その職員の方は、私に対して、「レインボー柄を身に付けないで。」と言いました。「レインボー柄が見えないようにしなければ法廷の中にいれない」という強い姿勢でした。私は、職員の方の姿勢や要求に強い権力性を感じ、ドキッとして怖かったことを覚えています。

このとき、私は、黒色のTシャツのことを指しているものと思い、その上に羽織っていたシャツのボタンを留めてTシャツの柄が見えないようにしたら、法廷に入れてくれました。このときアップルウォッチも身に付けていましたが、これについては指摘がありませんでした。

(4) 私は、法廷に入った後、傍聴席に座り裁判の開始を待っていたところ、裁判所の職員の方が私の近くにきて、アップルウォッチを指して、「虹色のグッズは外してください。」と指示しました。私は、指示に従い、アップルウォッチを外して、ポケットに入れました。

(5) この期日では、予定通り、判決が言い渡されました（判決の言渡しのみでした。）。)

判決の後、友人たちと、今回の期日の裁判所の対応は何だったんだろう、怖かったな、といった話をしたことを覚えています。

他の方についても、いろいろと服装や手荷物についての規制がなされており、判決後の報告会においても、このことも話題に取り上げられていました。(7) 私に対する服装や所持品の規制については、当日も、また、後日も、複数の報道機関から取材され、記事やテレビニュースになるなどしています(別添③)。

### 3 控訴審の期日において

福岡地方裁判所での判決言渡し期日が、前記2で述べたような状況であったため、福岡高裁での控訴審の期日の傍聴に行った際は、何をいわれるか緊張をしました。ただ、私は日常的に、レインボー柄の服装やアップルウォッチを身に着けているので、その恰好は変えずに裁判所に行きました。

実際には、福岡高裁での期日においては、判決言渡し期日を含めて、服装や所持品チェックは行われず、レインボー柄を問題なく身に着けることができ、ある意味で拍子抜けしました。

特に意識していなかったのですが、第一審・控訴審を通して、第一審の判決言渡し期日以外の中には、法廷の中でレインボー柄のもの(レインボー柄のバッジ、マスク、靴下、靴紐など)を身に着けている方は結構いました。

### 4 裁判所による規制の意図は理解できないこと

前述のとおり、私は、福岡地方裁判所や福岡高等裁判所のほとんどすべての期日を傍聴しておりますが、裁判所の内外で同性婚やこの訴訟に反対する方をそれとわかる形で見ただけではありませんし、そのような方が来ているということも聞いたこともありません。この訴訟に関して、裁判所の内外で何かしらの意味でトラブルが生じたということも見たことも聞いたこともありません。

また、前述のとおり、福岡地裁の判決言渡し期日以外は、レインボー柄を身に着けることは、何ら規制されていませんでした。

福岡地方裁判所の判決言渡し期日においてレインボー柄が規制された理由は、いくら考えても全く分かりません。裁判所の強い権力性に恐怖を感じるというのが率直な想いでもあります。

以上

別添①



別添②



別添③

× **新毎日** 毎日新聞ニュースアプリ  
【広告なし】でサクサク読める  
快適な公式ニュースアプリ



# レインボーカラー「隠して」 同性婚訴訟判決で福岡地裁が着用制限

[社会](#) [速報](#) [事件・事故・裁判](#) [ダイバーシティ](#) [福岡](#)

毎日新聞 2023/6/14 20:53(最終更新 6/15 08:43) 有料記事 [English version](#) 1089文字

